

北海道苫小牧支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止の基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけで対応が困難な事例が全国に増加している。いじめによって深く傷つき、悩んでいる児童生徒が多くいることを踏まえ、いじめの防止、早期発見及び対応についての基本的な考え方を定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

文部科学省「いじめ防止対策推進法」より抜粋

3 いじめの態様

身体的いじめ：ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

言葉のいじめ：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

社会的いじめ：仲間はずれ、集団による無視をされる。

物質的いじめ：金品をたかられること、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

性的いじめ：嫌なことや恥ずかしいことを強要される。

ネットいじめ：パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識すること
- (2) 「いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識すること
- (3) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

5 いじめ防止のための取組

(1) 人権教育の充実

児童生徒が、命の大切さや他者への思いやりを持ち、人権意識を育む取組を学校教育活動全体で行う。教職員も児童生徒への日常の接し方や呼名の際の敬称を付けるなど人権意識を持った教育活動を行う。

(2) 体験的教育の充実

他者、社会、自然との関わりを通して自己と向き合い、生命への畏敬の念や感動する心を身に付けることができるような生活に根ざした体験学習をより充実させ、人としての気高さや心遣いを育む。

(3) コミュニケーション活動の充実

自らの思いを十分に伝えることや他者の思いを理解することが難しいために、それらが原因でトラブルになることも多い。児童生徒一人一人の実態や課題を把握し、個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用も行い、指導の充実を図る。

(4) いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策組織」

「学校いじめ対策組織」は、学級、ブロック、学部の組織を基本として、事案に応じて調査を行い、対策や収束に向けた方向性等を検討する。また、学部をまたぐ事案については、校内支援委員会で実効のないいじめの防止等に関する対策や措置を検討する。必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の外部関係者により構成する。

6 いじめの早期発見について

(1) 日々の観察

学校での様子や保護者からの連絡帳の記載内容から、児童生徒の状態を把握し、いじめの芽を早期に発見するよう心掛ける。

(2) アンケートの利用

年2回のアンケートを利用して早期発見に努める。

7 いじめの疑いのある事案発生時の具体的な対応について（対処プラン）

(1) 発見から収束までの動き

- ア 発見者は学部主事に伝え、学部主事は教頭に伝える。
- イ 発見者及び学部主事は、事実関係の把握・調査を行い、「学校いじめ対策組織」において、いじめの認知、対処、解消のための支援方針を決定する。
- ウ 職員会議などで情報共有、保護者に状況や対応方針の説明を行う。
- エ 継続的に支援を行い、収束を図っていく。

(2) 児童生徒への対応

ア いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の心情を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

イ いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの加害行為を認識させ、相手児童生徒への謝罪の気持ちを抱かせる。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の理解に苦痛に気づけるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

(3) 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりや、止めようとしなかった集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係に努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(4) 保護者への対応

ア いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談された事案について、複数の教職員等で構成する「学校いじめ対策組織」で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して共感的に理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していることを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらえよう協力を求める。

8 家庭及び地域、関係機関との連携

(1) 家庭との連携

ア 連絡帳などで日々の学校での様子や家庭での様子の情報交換を綿密に行い、ささいな変化を見逃さないようにする。

イ 実際にいじめなどの事案が発覚した場合は、双方の保護者に事実関係を正確に伝え、当該児童生徒及び保護者への支援、助言に努める。

(2) 地域、関係機関との連携

- ア 児童生徒が利用している福祉サービスの事業所、医療機関等とも連携し、当該児童生徒及び保護者への支援を進める。

9 重大事態への対応

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる可能性がある場合や、児童生徒が相当の期間、欠席を余儀なくされる場合などの重大事項の発生時は次のとおり対応を行う。

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 精神性の疾患を発生した場合
- ウ 身体に重大な障害を負った場合
- エ 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間、学校を欠席せざるを得ない場合

- ア 年間の欠席が30日程度以上ある場合
- イ 一定期間、連続した欠席がある場合

10 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、胆振教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態のための組織に協力する。

11 年間指導計画「いじめ防止プログラム」

(1) いじめ防止対策推進法に基づく取組について

- ア いじめ等に関する児童生徒アンケート調査（楽メアンケート機能）1回目：6月、2回目：11月
- イ ネットパトロール

(2) 校内研修

- ア 資料等の活用
- イ 「学校いじめ防止基本方針」に関する研修
- ウ 年間指導計画「いじめ防止プログラム」に関する研修

〈附則〉

- 1 本方針は、令和4年2月25日に作成した。
- 2 本方針は、令和6年2月に一部改訂した。